日 調 連 発 第 １ ５ 号
平成２３年４月１５日

各土地家屋調査士会長　　殿
連　合　会　役　員　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務省民事局長通達の送付について（通知）

法務省民事局長から法務局長及び地方法務局長あて下記の通達が発せられましたので、参考のため通知します。

なお、上記通達により、不正登記防止申出の取扱いにおいて、不動産登記事務取扱手続準則第 35 条によるほか、①避難した登記名義人等に係る特別措置、②申出書の添付書類等に係る特別措置が定められております。

記

平成 23 年 4 月 14 日付け法務省民二民商第 962 号　法務省民事局長通達
「東日本大震災に伴う不動産登記及び商業・法人登記における不正登記防止申出の取扱いについて（通達）」

省民
契印

法務省民二第９６２号
民商

平成２３年４月１４日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長

東日本大震災に伴う不動産登記及び商業・法人登記における不正登記防止申出の取扱いについて（通達）

不動産登記及び商業・法人登記における不正登記防止申出の取扱いについては，不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号民事局長通達。以下「不登準則」という。）第３５条及び商業登記等事務取扱手続準則（同年３月２日付け法務省民商第５００号民事局長通達。以下「商登準則」という。）第４９条によるほか，東日本大震災の被災の状況を考慮し，下記のとおり特別措置を定めますので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第１　不動産登記における不正登記防止申出の取扱いについて

１　避難した登記名義人等に係る特別措置

(1) 登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）（以下「登記名義人等」という。）が東日本大震災（以下「震災」という。）により避難した者である場合においては，不正登記防止申出（不登準則第３３条第１項第２号に規定する不正登記防止申出をいう。以下第１において同じ。）は，避難した場所の最寄りの登記所（以下「出頭登記所」という。）に登記名義人等が出頭してすることができるものとする。

(2) (1)の場合においては，不正登記防止申出は，別紙様式１又はこれに準ずる様式による申出書を出頭登記所の登記官に提出してするものとする。

(3) 不登準則第３５条第３項の規定は(2)の申出書について，同条第４項の規定は出頭登記所の登記官について，それぞれ準用するものとする。

(4) 出頭登記所の登記官は，(3)において準用する不登準則第３５条第４項の規定による確認をしたときは，当該不正登記防止申出に係る不動産の所在地を管轄する登記所（(5)において「管轄登記所」という。）の登記官に申出書及びその添付書面等の関係書類（(5)及び(6)において「申出書等」という。）の写しをファクシミリにより送信するとともに，その確認の結果を伝えるものとする。

(5) 不登準則第３５条第５項から第９項までの規定は，(4)による申出書等の写しの送信及び確認の結果の伝達を受けた管轄登記所の登記官について準用するものとする。この場合において，同条第８項中「３月」とあるのは「６月」と読み替えるものとする。

(6) 出頭登記所の登記官は，(4)による申出書等の写しの送信及び確認の結果の伝達をしたときは，不正登記防止申出書類つづり込み帳に申出書等をつづり込むとともに，その目録に申出に係る不動産の不動産所在事項，申出人の氏名及び申出の年月日並びに申出書等の写しを管轄登記所にファクシミリにより送信済みである旨を記載するものとする。

(7) (1)による不正登記防止申出があった場合における不登準則第３３条第１項第２号の適用については，同号中「第３５条第７項」とあるのは「平成２３年４月１４日付け法務省民二・民商第９６２号民事局長通達記第１の１(5)において準用する第３５条第７項」と，「３月」とあるのは「６月」とする。

２　申出書の添付書類等に係る特別措置

震災により市区町村に印鑑登録をすることができず，又は市区町村長からその作成に係る印鑑証明書の交付を受けることができないため，登記名義人等が不正登記防止申出の申出書（１(2)の申出書を含む。）に不登準則第３５条第３項（１(3)において準用する場合を含む。）の規定による押印をすることができず，又は印鑑証明書を添付することができない場合においても，登記名義人等が当該不正登記防止申出に係る登記の登記記録の内容を申述し，かつ，同条第４項（１(3)において準用する場合を含む。）の規定による確認をすることができたときは，これらの規定による押印又は印鑑証明書の添付を省略することができるものとする。この場合においては，登記官は，当該登記名義人等が震災により市区町村に印鑑登録をすることができず，又は市区町村長からその作成

に係る印鑑証明書の交付を受けることができないことについて，その市区町村に連絡をする等の方法により，確認するものとする。

第２　商業・法人登記における不正登記防止申出の取扱いについて

１　避難した申請人等に係る特別措置

(1) 登記の申請人となるべき者又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）（以下「申請人等」という。）が震災により避難した者である場合においては，不正登記防止申出（商登準則第４７条第１項第２号に規定する不正登記防止申出をいう。以下第２において同じ。）は，出頭登記所に申請人等が出頭してすることができるものとする。

(2) (1)の場合においては，不正登記防止申出は，別紙様式２又はこれに準ずる様式による申出書を出頭登記所の登記官に提出してするものとする。

(3) 商登準則第４９条第３項の規定は(2)の申出書について，同条第４項の規定は出頭登記所の登記官について，それぞれ準用するものとする。

(4) 出頭登記所の登記官は，(3)において準用する商登準則第４９条第４項の規定による確認をしたときは，当該不正登記防止申出に係る会社又は法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所（(5)において）「管轄登記所」という。）の登記官に申出書及びその添付書面等の関係書類（(5)及び(6)において「申出書等」という。）の写しをファクシミリにより送信するとともに，その確認の結果を伝えるものとする。

(5) 商登準則第４９条第５項から第９項までの規定は，(4)による申出書等の写しの送信及び確認の結果の伝達を受けた管轄登記所の登記官について準用するものとする。この場合において，同条第８項中「３月」とあるのは「６月」と読み替えるものとする。

(6) 出頭登記所の登記官は，(4)による申出書等の写しの送信及び確認の結果の伝達をしたときは，不正登記防止申出書類つづり込み帳に申出書等をつづり込むとともに，その目録（商登準則別記第２８号様式）に申出に係る登記の申請人となるべき者の氏名又は商号若しくは名称及び住所，申出人の氏名又は商号若しくは名称，申出の年月日並びに申出書等の写しを管轄登記所にファクシミリにより送信済みである旨を記載するものとする。

(7) (1)による不正登記防止申出があった場合における商登準則第４７条第１項第２号の適用については，同号中「第４９条第７項」とあるのは「平成２３年４月１４日付け法務省民二・民商第９６２号民事局長通達記第２の１(5)

において準用する第４９条第７項」と，「３月」とあるのは「６月」とする。

２　申出書の添付書類等に係る特別措置

震災により市区町村に印鑑登録をすることができず，又は市区町村長からその作成に係る印鑑証明書の交付を受けることができないため，申請人等が不正登記防止申出の申出書（１(2)の申出書を含む。）に商登準則第４９条第３項（１(3)において準用する場合を含む。）の規定による押印をすることができず，又は市区町村長の作成した印鑑証明書の添付をすることができない場合においても，申請人等が当該不正登記防止申出に係る登記の登記記録の内容を申述し，かつ，同条第４項（１(3)において準用する場合を含む。）の規定による確認をすることができたときは，これらの規定による押印又は市区町村長の作成した印鑑証明書の添付を省略することができるものとする。この場合においては，登記官は，当該申請人等が震災により市区町村に印鑑登録をすることができず，又は市区町村長からその作成に係る印鑑証明書の交付を受けることができないことについて，その市区町村に連絡をする等の方法により，確認するものとする。

別紙様式１

不正登記防止申出書（特別措置）

申出年月日	平成　　年　　月　　日	申出番号（出頭登記所） （管轄登記所）	----------
申出人の表示	住　　所 氏　　名　　㊞ □　登記名義人　　□　相続人　　□　その他（　　） 連絡先（自宅・携帯・避難先・勤務先） （　　）　　―		
代理人（委任による代理人を除く。）の表示	住　　所 代理資格 氏　　名　　㊞ 連絡先（自宅・携帯・避難先・勤務先） （　　）　　―		
避難場所	名　　称 所　　在		

種別	市・区・郡・町・村	大字・字	地番	家屋番号
１□土地 ２□建物				
３□土地 ４□建物				

申出の事由	平成　　年　　月　　日ころ，所有者（登記名義人）　　の　　が，①震災により紛失し，又は紛失したおそれがある ②盗難にあった　③不正に交付された　④その他（　　） ため，不正な登記の申請がされるおそれがあるので，上記不動産に対して登記の申請があった場合は，連絡願います。
被害届・告訴の有無等	□　有　（平成　　年　　月　　日 被害届・告訴　　警察署） □　無
対応期間	申出の日から６か月（平成　　年　　月　　日まで）

上記のとおり申出します。

（出頭登記所）　　法務局（地方法務局）　　支局
出張所

（管轄登記所）　　法務局（地方法務局）　　支局
出張所

御中

別紙様式１

（継続用紙）

種別	市・区・郡・町・村	大字・字	地　番	家屋番号
5 □土地 6 □建物				
7 □土地 8 □建物				
9 □土地 10 □建物				
11 □土地 12 □建物				
13 □土地 14 □建物				
15 □土地 16 □建物				
17 □土地 18 □建物				
19 □土地 20 □建物				
21 □土地 22 □建物				
23 □土地 24 □建物				
25 □土地 26 □建物				
27 □土地 38 □建物				
29 □土地 30 □建物				

別紙様式２

不正登記防止申出書（特別措置）

申出年月日	年　　月　　日	申出番号（出頭登記所） （管轄登記所）	----------
申出人の表示	住所又は本店若しくは主たる事務所の所在場所 氏名又は商号若しくは名称　　㊞ □　登記の申請人となるべき者 □　その他（　　） 連絡先（自宅・携帯・避難先・勤務先） （　　）　　―		
代理人（委任による代理人を除く。）の表示	住　　所 氏名又は名称　　㊞ 連絡先（自宅・携帯・避難先・勤務先） （　　）　　―		
避難場所	名　　称 所　　在		
商号（名称）等			
本店（主たる事務所）			
申出の事由	年　　月　　日ころ，（申出人）　　の が，①震災により紛失し，又は紛失したおそれがある　②盗難にあった　③不正に交付された　④その他（　　） ため，不正な登記の申請がされるおそれがあるので，上記会社・法人等について登記の申請があった場合は，連絡願います。		
被害届・告訴の有無等	□　有　（平成　　年　　月　　日 被害届・告訴　　警察署） □　無		
対応期間	申出の日から６か月（平成　　年　　月　　日まで）		

上記のとおり申出します。

（出頭登記所）　　法務局（地方法務局）　　支局
出張所

（管轄登記所）　　法務局（地方法務局）　　支局
出張所

御中